

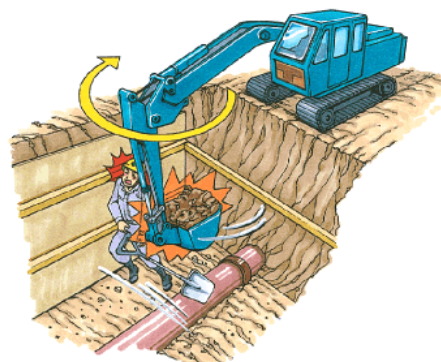
運転操作を誤ってアームが急旋回し、労働者にバケットが激突

この災害は、ドラグ・ショベルで地下掘削中、運転者が運転操作を誤り、アームが急旋回したため、近くで作業中の労働者にバケットが激突したものである。

ガス会社から配管のガス漏れ調査と補修工事を請負った X 社では、下請 Y 社の作業員 6 名を使用して、災害当日の朝から、ガス会社の立会人の指示により、ガス漏れしているガスを掘り当てるためドラグ・ショベルで地下掘削を行った。

深さ 2m ほど掘削してもガス管が出てこないため、土止め支保工を設置することとし、矢板(やいた)の打ち込みを行った。午後になって、掘削を続け、深さ 3.8m ほどになり、ガス管の近くになったので、手掘りによる掘削に切り替え、土砂はドラグ・ショベルのバケットに入れて排出した。

ドラグ・ショベルの運転をしていた Y 社の社長 A は運転席を降り、掘削現場の進行状況を確認した後運転席に戻り、作業を再開するため、左手で巡回レバーを握ったまま、かがんで右手で左下側の安全装置を解除したとき、左手の巡回レバーを動かしてしまったため、アームが右旋回し、手掘り作業中の労働者にバケットが激突した。



この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 ドラグ・ショベルを用いて掘削作業を行うにあたり、
 - (1) ドラグ・ショベルの作業範囲内に作業員を立ち入らせたこと
 - (2) 誘導者を配置していなかったこと
- 2 ドラグ・ショベルを用いて作業を行う場合の安全作業基準が定められていなかったこと
- 3 ドラグ・ショベルのバケットを地上におろさず、原動機を止めないで運転席を離れたこと
- 4 作業計画が定められていなかったこと
- 5 ドラグ・ショベルの運転者のズボンの裾が、ロックレバーの下方に引っかかり、無理な姿勢でロックレバーの解除を行ったこと
- 6 作業に必要な安全教育を実施していなかったこと
- 7 元請事業場の安全管理が不十分なこと

同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 ドラグ・ショベル等車両系建設機械を用いて掘削作業を行うにあたり、
 - (1) 車両系建設機械の作業範囲内に作業員を立ち入らせないこと
 - (2) やむを得ず、作業員を立ち入らせる時は、誘導者を配置すること
- 2 車両系建設機械を用いて作業を行う場合の安全作業基準を定めること
- 3 車両系建設機械の運転席を離れるときは、原動機を停止し、作業装置を地上に降ろすこと
- 4 掘削作業等を行うにあたり、作業計画を作成すること
- 5 車両系建設機械等を運転するにあたり、安全運転に適した服装を着用すること
- 6 作業に必要な安全教育を実施すること
- 7 元請事業者の統括安全管理体制を整備し、作業現場の安全管理を徹底すること